

## 事業事前評価表

国際協力機構社会基盤・平和構築部  
平和構築・復興支援室

### 1. 案件名 (国名)

国名： シエラレオネ

案件名： 和) レジリエンス強化のための能力向上プロジェクト

英) The Project for Capacity Development to Strengthen Local Resilience in Sierra Leone

### 2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における行政能力強化セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

シエラレオネは、長期間の内戦やエボラ出血熱の流行による行政の担い手の不足、脆弱な行政能力、限定的な政府歳入、ダイヤモンド等の鉱物資源生産に大きく依存した経済構造、若年層の失業、電力や道路等の経済インフラの不備、首都と地方との格差拡大など、様々な課題があげられる。同国の開発指標はいまだ世界最低レベルにあり、国連開発計画 (UNDP) の 2017 年人間開発指標 (HDI) によると、同国は 189 か国中 184 位である。

JICA は 2009 年から 2019 年まで、同国の地方分権化政策に基づいた地方議会 (以下 LC<sup>1</sup> とする) 職員の地域開発事業の能力向上を目的として、北部州全 5 県<sup>2</sup>を対象に、「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト」(以下 CDCD プロジェクトとする) を実施してきた。同プロジェクトでは、地域開発事業実践の手引書を「地方議会地域開発事業実施ガイドライン」(以下ガイドラインとする) としてまとめたが、同ガイドラインは地方自治・地域開発省 (以下 MLGRD とする) の内規として承認され、2019 年 2 月には、シエラレオネ国中期国家開発計画 (SIERRA LEONE'S MEDIUM-TERM NATIONAL DEVELOPMENT PLAN 2019-2023) 内にもその普及の目標が明記されている。

ガイドラインを使用した地域開発事業はこれまで CDCD プロジェクトで支援した北部州・北西部州では実践されているものの、同国の残りの州 (東部州・南部州) への普及に関しては、予算・人材配置の仕組みが機能していないため未だ実施されていない。ガイドラインが掲げる「地方自治体と住民組織の協働、MDAs (セクター事務所) との連携による地域開発」を東部州・南部州で実施する

<sup>1</sup> LC (Local Council) を便宜上「地方議会」と訳しているが、ここでは行政を担う地方自治体 (県議会および市議会) を指す。

<sup>2</sup> Kambia 県、Port Loko 県、Bombali 県、Koinadugu 県、Tonkolili 県。2017 年に北部州は、北部州と北西部州に 2 分割されている。

には、MLGRD のイニシアチブのみならず、首長や議会の理解促進、セクター省庁との連携、予算獲得のためのドナーとの連携など、包括的な取り組みが必要である。

本事業は、CDCD プロジェクトにより実績を積み重ねてきた北部州 LC の支援を得つつ、前述中期国家開発計画の実現を図るべく、ガイドラインの東部州・南部州への普及を通じ、MLGRD 及び LC の人材・組織の能力強化を行い、紛争・エボラの影響を受けたシエラレオネの社会基盤の強化に貢献するものである。

ビオ大統領が、2019 年 2 月に公表した中期国家開発計画では、地方分権化の推進と、2023 年までに、CDCD プロジェクトが作成・普及支援を行ってきたガイドラインを全国の LC で活用することなどを重要目標に掲げている。本事業実施により、当該重要目標達成を促し、シエラレオネの LC がガイドラインを使用し地域開発事業を実施することは、LC による説明責任の強化と事業の透明性の促進が期待されることから、分権化推進に貢献するものであり、シエラレオネ政府の政策と整合する。

## (2) 行政能力強化セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け

我が国の対シエラレオネ国開発協力方針は、同国の「開発の進展に向けた社会基盤・経済基盤の形成」を大目標に掲げており、重点分野として、「教育・職業訓練・行政能力強化」を行うことが記載されており、本事業は我が国および JICA の協力方針に合致するものである。

また本事業は、SDGs ゴール 16 中の「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に寄与するものである。

## (3) 他の援助機関の対応

### • EU

①地方開発プロジェクト(2018 年～2022 年)。対象県は、北部州 Bombali 県、北西部州 Kambia 県、東部 Kenema 県、南部 Pujehun 県。

②地方行政能力向上プロジェクト(2019 年～2022 年)。対象は、Local Councils Association of Sierra Leone (LoCASL)。

### • 世銀

JSDF(Japan Social Development Fund)により、コミュニティモビライゼーションのプロジェクトを実施(2018 年～2020 年)。対象県は、Port Loko 県、Bombali 県(その他、Western rural、フリータウンを含む)。

### 3. 事業概要

#### (1) 事業目的

本事業では、シエラレオネの主に東部州・南部州において、MLGRD 及び LC 職員の地域開発事業実施能力の向上、ガイドラインに沿った地域開発事業実施のモニタリングの仕組みの確立、ならびに、教訓を踏まえたガイドラインの改訂を行うことにより、LC のガイドラインに沿った地域開発事業の実施の促進を図り、もって各 LC における事業実施の効果の継続に寄与するもの。

なお、本事業は行政能力強化プログラムに位置付けられる。

#### (2) プロジェクトサイト／対象地域名

フリータウン及びシエラレオネ全州<sup>4</sup>

主に東部州・南部州を中心とする。北部州・北西部州に関しては、後述の成果 1 (MLGRD 及び東部州・南部州の LC の地域開発事業実施能力が向上する) 及び成果 3 (地域開発事業の教訓をもとにガイドラインが改訂される) 内の活動で対象とする。

#### (3) 本事業の受益者 (ターゲットグループ)

直接受益者：MLGRD、東部州・南部州の LC。

最終受益者：東部州・南部州におけるモデルプロジェクト対象外の住民

#### (4) 総事業費 (日本側)：約 3.6 億円

#### (5) 事業実施期間：48 か月を想定

#### (6) 事業実施体制

実施機関：MLGRD (Ministry of Local Government and Rural Development)

及び東部州・南部州の LC

#### (7) 投入 (インプット)

##### 1) 日本側

- ・ 専門家派遣 (長期・短期：総括/地方行政、業務調整/ガイドライン普及計

<sup>4</sup>シエラレオネは北部州 (4 県 2 市)・北西部州 (3 県)・東部州 (3 県 2 市)・南部州 (4 県 2 市) の 4 州 14 県 6 市で構成されている

北部州 4 県：①Bombali 県 ②Falaba 県 ③Koinadugu 県 ④ Tonkolili 県

2 市：①Port Loko 市 ② Makeni 市

北西部州 3 県：①Kambia 県、②Port Loko 県、③Kerene 県

東部州 3 県：①Kenema 県 ② Kono 県 ③ Kailahun 県

2 市：①Kenema 市 ② Koidu 市

南部州 4 県：①Bo 県 ②Bonthe 県 ③Pujohun 県 ④Moyamba 県

2 市：①Bo 市 ② Bonthe 市

画、事業管理、衛生教育等)

- ・ 本邦研修
- ・ 機材供与
- ・ 専門家活動経費

## 2) シエラレオネ国側

- ・ C/P の配置
- ・ C/P の業務に必要な先方予算の確保
- ・ 執務室及び必要機材の提供
- ・ JICA が供与する以外にプロジェクト実施に必要な機材。

## (8) 他事業、他援助機関等との連携・役割分担

シエラレオネ国サポーターズスーパービジョン強化アドバイザー (ISSV) 及びカウンターパート機関との連携を模索する。

## (9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

### 1) 環境社会配慮

- ① カテゴリ分類：C
- ② カテゴリ分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月公布)に掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性および影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

### 2) 横断的事項

特筆事項なし。

### 3) ジェンダー分類：【ジェンダー案件】GI(S)「ジェンダー活動統合案件」 <活動内容/分類理由>

研修や説明会等の開催にあたっては、参加者のジェンダーバランスに配慮する。本事業は、同国中期国家開発計画のクラスター5(女性、子ども、障害者のエンパワメント)に沿った、ジェンダー視点に立った活動にする必要があるため。

### (10) その他特記事項

特になし

## 4. 事業の枠組み

### (1) 上位目標:

東部州及び南部州の各 LC において本プロジェクトの効果が継続する

指標及び目標値：

指標 1： 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC において、年間に実施される地域開発事業のうち、一定程度ガイドラインに基づき実施された地域開発事業が少なくとも XX 件以上ある。

※指標 1 の達成度を計るため、以下の指標 1.1 から 1.5 を用いる

※プロジェクトを実施する中で、より適切な指標を関係機関と共に設定する

指標 1.1： 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC の対象ワードにおいて住民向けの LC 業務に係る説明会が少なくとも年 1 回開催される。

(住民参加)

指標 1.2： 東部州及び南部州において、地域開発事業のニーズアセスメントが住民と共に年 1 回実施される (住民参加)

指標 1.3： 地域開発の計画と実施にあたって MDAs との連携を図る (MDAs との連携)

指標 1.4： 東部州及び南部州の LC が、住民に対して調達書類を公開する (透明性の確保)

指標 1.5： 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC の対象ワードにおいて調達にかかる情報の住民への公開が継続されている (透明性と説明責任の担保)

(2) プロジェクト目標：

プロジェクトの対象 LC においてガイドライン※に基づく地域開発事業の実施が促進される

(※同ガイドラインは、住民参加型計画、調達における透明性の確保、住民への説明責任、MDAs との連携の改善を促すよう策定されたもの)

指標及び目標値：

指標 1： 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC において、年間に実施される地域開発事業のうち、一定程度ガイドラインに基づき実施された地域開発事業が少なくとも XX 件以上ある

※指標 1 の達成度を計るため、以下の指標 1.1 から 1.5 を用いる

指標 1.1： 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC の対象ワードにおいて住民向けの LC 業務に係る説明会が少なくとも年 1 回開催される。

(住民参加)

指標 1.2： 東部州及び南部州において地域開発事業のニーズアセスメントが住民と共に年 1 回実施される (住民参加)

指標 1.3： 地域開発の計画と実施にあたって MDAs との連携を図る (MDAs との連携)

指標 1.4： 東部州及び南部州の LC が、住民に対して調達書類を公開する (透

明性の確保)

指標 1.5 : 東部州及び南部州のモデルプロジェクトを実施した LC の対象ワードにおいて調達にかかる情報の住民への公開が継続されている (透明性と説明責任の担保)

指標 2 : 北部州及び北西部州の LC に勤務していた元 CDCD カウンターパートが東部州及び南部州の全 LC を対象に研修を実施できるようになる

### (3) 成果

成果 1 : MLGRD 及び東部州・南部州の LC の地域開発事業実施能力が向上する

成果 2 : MLGRD 及び LC によるガイドラインに沿った地域開発事業のモニタリング体制が確立される

成果 3 : 地域開発事業の教訓をもとにガイドライン改訂委員会によりガイドラインが改訂される

## 5. 前提条件・外部条件

### (1) 前提条件

- ・ LC の機能がプロジェクト期間中も維持される。
- ・ ガイドラインの普及がシエラレオネ中期開発計画内にキーターゲットとして継続して位置付けられる。
- ・ 政府が地方分権化政策を維持する。

### (2) 外部条件

- ・ 治安が急激に悪化しない。

## 6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

・ CDCD プロジェクトでは、地方自治法に準じてパイロット事業を実施し、得られた知見をもとに C/P のガイドライン作成を支援。MLGRD 大臣の承認を得たことで省公式ガイドラインとなったが、MLGRD による同ガイドライン普及の段階でエボラ流行によりプロジェクトは中断。その後プロジェクトは再開したが、エボラからの復興が中心となり、プロジェクトの総仕上げとなるべきガイドライン普及支援は本事業に引き継がれることとなった。本事業においては、日本人専門家やプロジェクトのナショナルスタッフが常駐し、先行技プロで能力向上が図られた MLGRD、北部州の地方議会職員等と協働することで、OJT による C/P の能力強化を図り、ガイドライン普及の道筋を C/P がオーナーシップを持って構築できるよう戦略を練り、実施していくことが必要。

・ CDCD プロジェクトでは、ガイドライン普及の仕組みの構築に向けた活動以上に、パイロット事業の実施に重点を置いた。本プロジェクトでは、事業費の効率的・効果的利用を図りつつガイドラインに沿ったモデル事業を行い、住民の声と MDAs の計画の整合性がとれるよう検討する。

## 7. 評価結果

先の「カンビア県地域開発能力向上プロジェクト(CDCDプロジェクト)」(2009年11月～2019年2月)では、北部州・北西部州5県においてパイロット事業を通じたLC職員の能力向上が確認された。また、ガイドラインが策定され、MLGRDの内規として規定され、中期国家開発計画にもその普及が明記された。本事業は、当国の中期国家開発計画で重要目標として掲げられている地方分権化の推進と、CDCDプロジェクトで作成・普及支援してきたガイドラインの全国のLCでの活用を通じて分権化を推進するものであり、SDGsゴール16のうち「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会の促進」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

## 8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業開始3か月以内    ベースライン調査

事業完了3年後        事後評価

以 上